



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の変更認可……………(同)……………一
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課……………一
- 都市計画事業の認可(三件)……………(同)……………一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課……………二
- 公共測量の実施……………(都市整備局都市基盤部調整課……………二
- 公共測量の終了(六件)……………(同)……………二
- 市民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の八第一項の規定に基づく検証機関の登録……………(環境局都市地球環境部総量削減課……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課……………三
- 救急医療機関の協力申出の撤回……………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課……………五
- 保安林の指定(二件)……………(産業労働局農林水産部森林課……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二)

件)……………(同)……………七

雑報

○東京都職員共済組合の所有する土地建物の売却に係る一般競争入札……………(東京都職員共済組合)……………七

告示

●東京都告示第二百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十年東京都告示第九号立川都市計画公園事業の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十四年二月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 施行者の名称 立川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画公園事業第五・四・一 号富士見公園
- 三 事業施行期間 平成二十年一月十一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

●東京都告示第二百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十四年二月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 施行者の名称 練馬区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第八十四号西大泉五丁目緑地
- 三 事業施行期間 平成二十四年二月二十七日から平成二十六年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 練馬区西大泉五丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第二百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十四年二月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 施行者の名称 杉並区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第四・四・十 八号下高井戸公園
- 三 事業施行期間 平成二十四年二月二十七日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 杉並区下高井戸二丁目及び永福二丁目各地内 使用の部分 なし

●東京都告示第二百六十一号

年一月二十日まで

●東京都告示第二百六十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、調布市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年二月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 調布市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 調布市地内
- 四 測量の期間 平成二十三年十一月十一日から平成二十四年一月十九日まで

●東京都告示第二百六十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、小金井市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年二月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 小金井市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 小金井市地内
- 四 測量の期間 平成二十三年十月十四日から平成二十四年一月十九日まで

●東京都告示第二百六十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年二月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十三年十一月二十四日から平成二十四年一月十九日まで

●東京都告示第二百七十号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五十五号)第八条の八第一項の規定に基づき検証機関の登録をしたので、同条例第八条の二十二第一号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 登録検証機関名称 財団法人建材試験センター
- 二 代表者氏名 理事 長田 直俊
- 三 登録検証機関所在地 中央区日本橋堀留町二丁目八番四号
- 四 営業所名称 財団法人建材試験センター
- 五 営業所所在地 中央区日本橋堀留町二丁目八番四号
- 六 登録年月日 平成二十三年十二月二十七日
- 七 登録番号 十一

八 登録区分

都内外削減量

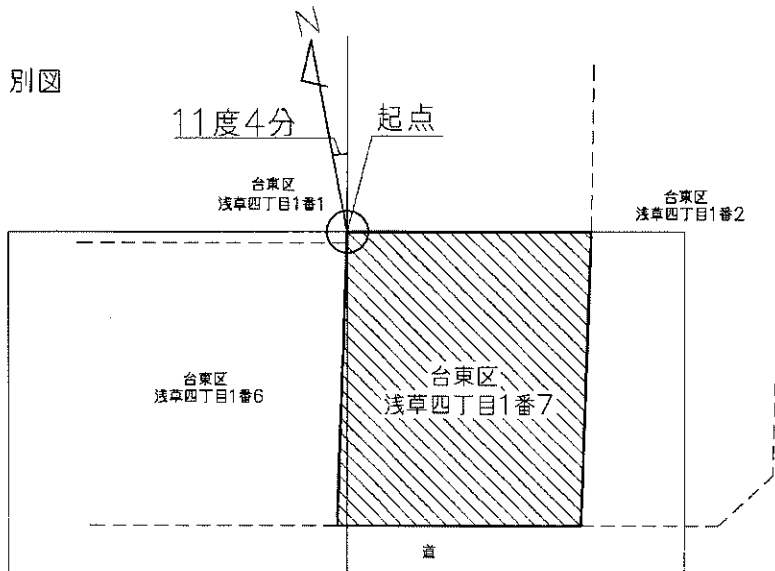
●東京都告示第二百七十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 要措置区域 別図のとおり(台東区浅草四丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定



<起点>

起点は、台東区浅草四丁目1番7の最北端とする。

<格子の回転角度> 11度4分

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を中心として右回りに回転した角度を示す。

<凡例>

- : 単位区画
- : 敷地境界
- - - - : 筆境界
- ▨ : 要措置区域

◎東京都告示第二百七十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空港一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物